

広島市外国人受入れ支援検討会議運営要綱

(目的)

第1条 育成就労制度の創設などに伴い今後増加が見込まれる外国人就労者に対する支援策の充実・強化を図るため、雇用・支援に関係する団体等と意見交換を行い、外国人就労者受入れに係る諸課題を把握・整理するとともに、当該外国人就労者が地域の一員として安心して生活し、長期にわたり定着して就労できるよう、当該外国人就労者が地域に入ってくる前の段階から対策を講じていくことを念頭に、関係者間の連携を前提とした具体的な支援策について検討を行う広島市外国人受入れ支援検討会議（以下「会議」という。）を運営する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 国及び地方自治体の制度及び施策に係る情報共有及び周知に関すること。
- (2) 外国人材受入れ企業等及び外国人材の雇用・支援に係る団体等の現況、取組及び課題に係る情報共有並びにこれらへの対応策の検討に関すること。
- (3) 外国人市民等の現況及び課題に係る情報共有並びにこれらへの対応策の検討に関すること。
- (4) 本市、関係行政機関及び地元経済団体等への相談及び苦情に係る情報共有並びにこれらへの対応策の検討に関すること。
- (5) 本市、関係行政機関及び地元経済団体等の連携及び協力に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議が必要と認める事項に関すること。

(委員構成)

第3条 会議は、本市が選定した関係行政機関、地元経済団体及び有識者等から選出した20人以内の委員をもって構成する。

ただし、委員がやむを得ない理由により出席することができない場合は、当該委員の属する団体の職員を代理として出席させることができる。

- 2 委員は、前項に掲げた団体又は有識者等に対し市長が依頼する。
- 3 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。

(委員の解任)

第4条 市長は、委員が心身の故障のため、又はその他事由により委員としての責務を果たすことができないと認める場合は、これを解任することができる。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて市民局国際平和推進部国際化推進課多文化共生担当課長が招集し、委員の互選により定めた座長が会議を進行する。ただし、座長がやむを得ない理由により出席することができない場合は、座長が指名した者がその職務を代行する。

- 2 会議は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聞くことができる。
- 3 会議は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条各号に掲げる情報を取り扱うことが想定されるため、原則として非公開とする。

(守秘義務)

第6条 委員及び会議の関係者は、会議を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民局国際平和推進部国際化推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は市民局国際平和推進担当局長が定める。

附則

この要綱は、令和8年6月10日から施行する。